

関係所属長 殿

保存期間

5年

島根県警察本部長

地域活性化等に資する道路利活用における適切な交通管理について（通達）

地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について」（平成23年7月11日付、島交規乙第606号）、「道路使用許可運用上の留意事項について」（平成24年12月14日付、島交規甲第1295号）に基づき、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配意した運用を行うとともに、事前相談からイベント等の当日まで、広域的・多角的な観点から、交通の妨害の程度を低減させつつ、安全・円滑にイベント等を実施する方法を検討し、多種多様な交通管理手法を駆使することによって、個別の交通実態等に応じたきめ細かな対策を有機的・総合的に推進しているところであるが（別添1参照）、この度、「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定。別添2参照）において、道路使用許可制度が弾力的に運用されていること等を広く周知するとともに、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置を講ずることとされた。

同計画を踏まえ、下記のとおり、改めて、道路使用許可の基本的考え方について全ての職員に対して十分に理解を浸透させるとともに、適切な措置を講ずることによって県民の理解の確保に努めつつ、引き続き、前記通達等に基づき、道路使用許可を含めた交通管理を適切に行って、地域活性化等に資する道路利活用が安全・円滑に行われるよう配意されたい。

## 記

### 1 道路使用許可の基本的考え方

#### (1) 道路使用許可制度について

道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度である。

当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第2項の規定に基づき、当該行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、当該行為が許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき又は当該行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないものであると認められるときは、許可をしなければなら

ないこととされている。

(2) 道路使用許可制度の弾力的な運用について

道路においてイベント等を実施する場合、現に交通の妨害となるおそれがあることが多いことから、所轄警察署長は、交通の妨害の程度と公益性又は社会慣習上の必要性とを比較衡量して、道路使用許可の可否を判断することとなる。

その判断に当たっては、道路を場所的な移動を目的として使用するというその本来の用途に即して用いたい道路利用者のニーズがある上、特に、イベント等の中で、民間事業者等によって継続的かつ反復的に収益を伴う活動が行われる場合には様々な利害が対立することもあるため、イベント等の開催目的に加え、イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成の状況を踏まえ、当該イベント等が、交通の妨害の程度を上回る公益性を有することを確認する必要がある。

この点、かつて、交通量の増大に道路整備が追い付かず、交通渋滞が深刻な社会問題とされていた時代には、道路使用許可の可否を判断するに当たっての比較衡量において、交通の妨害の程度を厳格に解する運用が行われていたが、近年は、人口減少社会が到来し、交通量が減少した道路もある中、交通機能の確保を前提としつつ、地域の賑わい創出の観点から空間としての道路の活用も推進していくべきであるという指摘もあり、今後とも道路使用許可制度の弾力的な運用を図っていくことが求められている。

(3) 事前相談への適切な対応と合意形成の円滑化について

地域活性化等に資する空間としての道路利活用の具体的な内容は、地域の創意工夫によって多種多様なものが想定され、その実施場所、実施時間、実施形態等により、交通の妨害となる程度も千差万別である上、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況も一様ではなく、道路使用許可の可否の判断は、所轄警察署長が、当該行為の内容、交通実態等を踏まえ、個別具体的に行う必要があるため、イベント等の実施主体から十分な時間的余裕を持って事前相談がなされることが望ましい。

事前相談に対しては、円滑な手続で安全にイベント等が実施されるためにはどうしたらよいかという観点から、イベント等の実施主体と一緒に考えるという基本姿勢で臨み、適切な助言、情報提供等を行うことが重要である。

特に、交通の安全・円滑を確保するため、う回路の設定や交通総量の抑制を図る事前広報を始めとする交通管理上の諸対策を行う必要性、様々な利害関係を調整するため、地域住民、道路利用者等の合意形成を図る必要性等について、イベント等の実施主体が講ずべき措置として助言することとなるが、当該助言をもって、道路使用許可を受けることができないものと誤解され、これによりイベント等の実施が断念されるようなことがないよう、事前相談に対しては、相談者の立場に立った丁寧な対応を心掛ける必要がある。

また、そうした誤解を払拭し、イベント等の実施に向けた具体的な取組を促進

する上で、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等様々な関係者が参画する協議の場を設け、透明性を確保した上で多岐にわたる論点について協議することが極めて有用であり、合意形成の円滑化にも資するものと考えられる。その際、特に、合意形成の円滑化を図りつつ、地域活性化等に資する空間としての道路利活用に関する取組を促進する地方公共団体の役割を踏まえ、道路使用許可制度の運用に当たっても、地方公共団体と緊密な連携を図ることが重要である。

## 2 地域活性化等に資する道路利活用に向けて講ずべき措置

### (1) 道路使用許可制度の弾力的な運用に係る周知

前記1の基本的考え方に基づき道路使用許可制度を弾力的に運用していること、道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成が上手くなされた事例、道路使用許可の申請における留意点や手続の流れ等について、各警察署の窓口における資料の備付け等により、県民に広く周知するとともに、個別の道路使用許可に係る事前相談において、相談者に分かりやすく教示すること。

### (2) 協議会の活用を含めた地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置

道路使用許可に係る事前相談において、協議会の活用等合意形成の方法について助言を行うとともに、合意形成の場にも積極的に参画して必要な情報提供を行うなど、地方公共団体と連携しつつ、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置を講ずること。

なお、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から各都道府県地方創生担当課、各都道府県市町村担当課に対して「道路の利活用促進に向けた都道府県警察との連携について」（平成28年3月31日付け事務連絡。別添3参照）が発出されているので、その趣旨も踏まえ、地方公共団体との連携に努めること。

### (3) 道路空間の利活用に関する取組の促進

国土交通省から各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、各都道府県担当部長、各指定市担当局長に対して「「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン改訂版」について」（平成28年3月31日付け事務連絡。別添4参照）が発出されているので参考にされたい。

別添 [略]